

現行の教育制度の中でのいじめ問題の対応の在り方 ～ 学校現場における具体的対応のポイント～

著者	平井 敏孝
雑誌名	紀要
号	20(別冊)
ページ	183-193
発行年	2018-03-20
URL	http://doi.org/10.32125/00000017

現行の教育制度の中でのいじめ問題の対応の在り方 ～学校現場における具体的対応のポイント～

平井 敏孝

キーワード：学校教育制度、関係機関連携、学校安全、教育実習指導

はじめに

現代の学校教育が直面している問題の中で、児童生徒、保護者、マスコミをはじめ多くの人々にとって関心の高いものに“いじめ問題”がある。

このどこでもいつでもおこる可能性のある問題に対し、教師も保護者も、児童生徒もが神経を使い様々な取り組みを行い、本来進めるべき教育内容・教育活動に集中してエネルギーを注ぐことのできない状況にあるといえる。

このいじめ問題の性質や対応のあり方には、学校教育制度の特性が大きく関係しており、併せて、地域や家庭、社会の変容が影響を及ぼしている部分も多くある。そうした状況の中で、様々な対応が進められてはいるが、原因や関係性は複雑で解決の糸口が見えにくい問題となっている。

また、解決に向けては、学校教育に一定の役割があり期待される場所は大きい。近年では、その全てを学校教育にゆだねる傾向にあり、問題発生時にはその責任の全てを学校に問う風潮も見られる。

こうした中、これから教職をめざし学校現場において児童生徒と日々直接関わることとなる人々には、どちらかといえば興味関心の薄い教育制度が、いじめ問題を始めと

する様々な教育問題や社会の変化に対応できるものになるよう変容していること。また、教員であるならば、その制度の中で適切に対応できることが求められていることを、現場の緊張感を感じ、現場で自らが指導する場面を想定し、実感を伴って具体的に学ぶことが必要と考える。

そこで、特に人々の関心が高く教育現場では必ず直面するであろうこの“いじめ問題”をとりあげ、教育に関する様々な制度や教育機関、関係機関等との関係性について、児童生徒の姿や教員の見方考え方など教育現場の実態と関連させながら整理し、よりよい対応や手立てのあり方について考察し、教員を志望する人たちの実践力育成のための参考になるものとした。

1 いじめ問題の現状と学校の組織

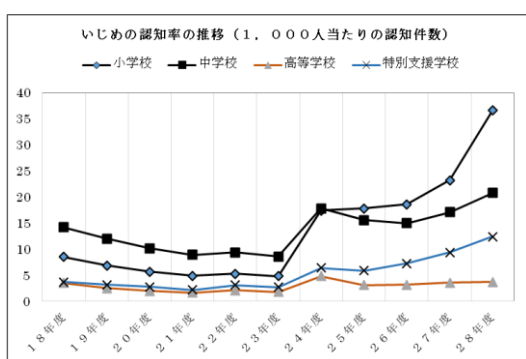
まずは、現在のいじめの状況から見える児童生徒の姿と学校・学校職員に求められている職務・対応力について整理することから始めたい。職務については、平成25年6月に制定された「いじめ防止対策推進法」の基本理念と学校及び学校の教職員の責務を参考にする。

①学校・教職員に求められていること

図1は、平成29年10月に文部科学省

初等中等教育局児童生徒課が発表した平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(速報値)の結果から、公立学校の『いじめの認知率の推移(1,000人当たりの認知件数)』平成 18 年度～平成 28 年度をグラフにしたものである。

図1



このグラフにおいて急激にいじめの認知件数が増加しているのが平成 24 年度である。これは、大津市の中学生いじめ自殺が報じられ大きな社会問題になった翌年である。各学校では、いじめの早期発見、早期対応が重要視され、一気に認知件数が増加したものと思われる。しかし、その後も深刻ないじめ事案や生徒の自殺が無くなることはなく、認知件数もここ数年において増加の傾向となっている。

なお、件数の増加の背景には、単純にいじめ事案が増加しているという捉えではなく、文科省や教育委員会は、些細なことも見逃さずにいじめとして認知することがいじめの早期発見早期対応につながるとしており、平成25年6月に制定された「いじめ防止対策推進法」に示されたいじめの定義による認知が進み、些細な事案であっても該当するものは報告するといった学校の姿勢の変

化によるものもあるといえる。

図2は、同じく、『いじめの発見のきっかけ』を、図3は、『いじめられた児童生徒の相談状況』をグラフにしたものである。

図2

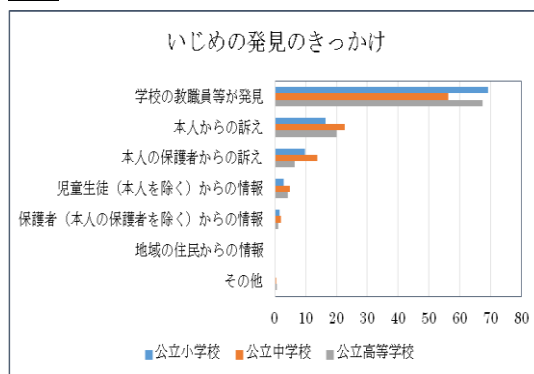
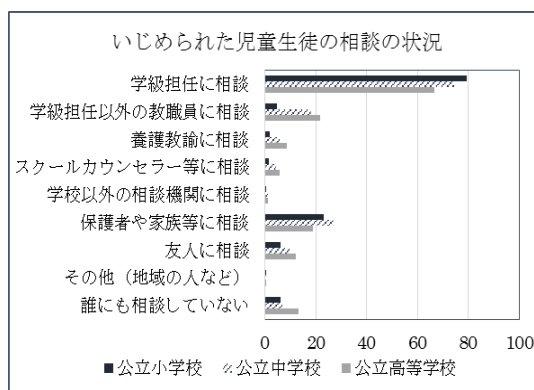


図3



グラフからは、発見、相談共に学校の教職員に関する事項の比率が圧倒的に高く、いじめ問題の解決には学校の責務は非常に高いこと、また、児童生徒もそれを求めていることがわかる。

こうしたデータはその後の制度策定につながることも多い。学校、児童生徒の現状把握のもとで制度を改善していくのは行政の役割の一つである。また調査項目は、その後の指導項目につなげる意図もあることを承知しておきたい。

また、「いじめ防止対策推進法」には基本理念、学校及び学校の教職員の責務について下記のように示している。

いじめ防止対策推進法 3 条(基本理念)

- 1 いじめ防止等のための対策は、いじめがすべての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、すべての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめ防止対策推進法 8 条(学校及び学校の教職員の責務)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

このことから、児童生徒が学習その他の活動に安心して取り組めるようにすること、学校の内外を問わずいじめが行われぬようにすること、いじめを行わないこと放置しないことを児童生徒が理解すること、各関係組織が連携していじめ問題の克服をめざすことが示され、学校教職員に早期発見と適切迅速な対応が求められている。

学校は、あらゆる教育活動を通して児童生徒の知識理解を図り、心情を育て、いじめを許さない態度を育成することと、組織的な対応や広く関係機関との連携のもとで、早期対応早期解決が実現できる学校とすることが求められているということである。教職員はその組織の一員であり、児童生徒を直接指導する立場であることを自覚し、日々の学校での職務を勤めるものである。

特に若い教員は、経験が浅く観察力や判断力が未熟であることから、ちょっとしたことでも職員室等で話題にし、周りの教員・同僚からの多面的な見方考え方に触れ早め早めの報告相談に心がけてほしい。

ここで留意したいことは、「まっすぐに児童生徒の気持ちを受け止めてほしい。」「相談しているとき、『それはこういうこと』と決めつけないで最後まで聞いてほしい」「いじめにあっていることは、やっぱり親には知られたくない」といった子どもの声を、子どもの目線で受け止めるということである。

滋賀県いじめ対策研究チーム会議は筆者も事務局員として参加した会議であるが、資料1はそうした児童生徒の心情や願いをわかりやすく説明している。学校での対応にあたっての参考にさせていただきたい。

資料1

- いじめ事案の解消にあたって、「教員が組織的に一丸となって取り組む体制が大切」などとされることがあるが、これは大人目線からのもので、子どもにとっては、それが迷惑な場合もある。また、「いじめを許さない」とされることもあるが、いじめをせざるをえないような状況に陥っている子どもがいるときには、指導では乗り越えられない。状況がどうかを子どもから聞かせてもらい、そこから対応していくことが必要である。
- 子ども達は、根本では、自分で解決しなければならないと思っている。だからこそ、子ども達のしんどい気持ちをしっかり受け止めてやりさえすれば、子どもは自分たちで歩き出すことができる。
- 視点は、子ども達のエンパワメント。子ども自身が解決したいという気持ちを応援し、子ども達の持っている力でいかに問題解決するか、子ども達の力をどれだけ引き出せるかという視点に立つことが大事である。

最終報告書 ～いじめ問題の本質と対策について～

平成25年11月

滋賀県いじめ対策研究チーム会議より

また、子どもさんがいじめられとても辛い経験をされた母親の言葉に、「先生が大丈夫か？」と問いかけ「大丈夫」と答えて安心するのは大間違いだ。本当に大丈夫なら「何のこと？」と不思議がるだろう。すぐに「大丈夫」と答えるということは、先生には言えない大丈夫じゃないつらいことがあるからだというのがある。表面的ではなく、一人ひとりの内面を推察する鋭い観察力を身につけ伸ばしていくことが望まれる。

そのためにも、繰り返しになるが、一人の児童生徒の言動について何人もの教員がとらえ方を話し合い、多面的な見方柔軟な見

方を身につけること、スクールカウンセラー等を招き専門的な立場から児童生徒の集団の中での考え方・心理を学ぶことが大切である。教職員に求められている職務は幅が広く多忙であることは間違いないが、児童生徒理解という教育の基本を学ぶという点からも大切にしたいところである。また、学校及び教職員は、学校生活という限られた社会の中で生活している児童生徒のいじめに対応できるのは、その限られた社会の中にいる教員であることを自覚して指導に当たることが肝要である。

②養護教諭の役割

先ほどの図3のグラフ『児童生徒の相談の状況』からは、相談する対象の中で養護教諭に注目したい。他の教員の数から考えると養護教諭に相談する児童生徒の比率は小中高全てで高いといえる。また、小中高と成長するにつれて高くなっている事も特徴である。

これは、例えば、健康診断や健康観察をわたすとき、体調の悪いときやけがをしたときなど、普段の生活の中で養護教諭と接する機会が多いことが考えられる。また、いじめに限らず心身の悩みを話す機会があり、学習面での指導をされないという関係性もあるといえる。併せて、体調不良を理由に、授業時間など他の児童生徒がいない時間に一人でゆっくり話を聞いてもらえる場ももてることも理由にあげられる。

特に女子児童生徒の場合、担任の男性教諭には話せない内容を養護教諭に聞いてもらう場面をよく目にする。

平成7年学校保健法施行規則の改正の要旨では、養護教諭の役割について下記

のように示されており、制度の面からも養護教諭の積極的な関わりを求めている。

＜文部省事務次官通知＞

平成7年学校保健法施行規則の改正の要旨
近年、児童生徒の心身の健康問題が複雑、
多様化してきており、特に、いじめや登校拒否
等の生徒指導上の問題に適切に対応すると
ともに、児童生徒の新たな健康問題に取り組んでいくためには、学校における児童生徒の心身の健康について指導體制の一層の充実を図る必要があり、保健主事、養護教諭の果たす役割が極めて重要となっている。

また、文部科学省の通知の中でも、養護教諭が専門性を生かして行う職務として、心身の健康に問題を有する児童生徒の個別指導・健康相談活動(養護教諭が行うヘルスカウンセリングを含む)が示されている。

学校職員、特に担任や管理職は、調査結果や規則等から考えられるこうした児童生徒の相談に対する考え方や職務を理解し、日頃から養護教諭との連携を密にし、特に気になる児童生徒への観察や声かけを、担任、生徒指導担当等チームとして進めることが大切である。

具体的には、未然防止や早期発見のための早め早めの声かけや事案発生時の事実確認等聞き取りへの対応があるが、日頃から関係性の構築を組織的に築いていくことが必要である。

③ 教育課程の中で児童生徒・学級を育てるということ

平成29年3月に新学習指導要領が示され、道徳が特別な教科として位置づけられ

ることとなった。この学習指導要領は、文部科学大臣が定める教育課程の規準である。各学校は、この学習指導要領やその中で示されている標準授業時間数等をふまえ、地域や学校・児童生徒の実態に応じて教育課程を編成することとなる。

児童生徒の学校生活のほとんどはこの教育課程から作成された時間割、日課表に基づいたものであり、言い換えれば、児童生徒にいじめ問題に対する理解を図り心情を育てるのは、学習指導要領と自校の教育課程に基づいた日々の授業に他ならない。いじめ等の問題を生徒指導として教科等の授業と切り離して考えるのは間違いであり、授業を通して一人ひとりの心身を育てると共に学級・学習集団をよりよいものに育てていくことが必要である。

その一つの例として、いじめの要因に加害者側の低学力によるストレスがある。学校生活のほとんどをしめる教室での授業は、低学力の児童にとっては辛い時間になりやすい。そのことが、小中高と続く中で、自分に自信が持てなかつたり自分を大切に思えなかつたりする心情がストレスとなってふくらみ、近くの弱者にいじめという形で向けられることがある。

日々の授業の中で、「わかった」「できた」という気持がもて充実感のある学習を積み重ねる中で自尊感情を高めることは、いじめ防止のための地道なねばり強い、そして一人ひとりを大切にしたい取り組みといえる。

各学校では、自校の実態に応じた教育課程を編成している。その意図と内容を十分に理解し実践していくことが求められている。

④学級編制(40人学級)と担任の役割

小中学校の1学級の児童数は、小学校設置基準・中学校設置基準により特別の事情等があり、教育上支障がない場合を除き40人以下となっている。(小学校1年生は35人以下:公立義務諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律)40人という数にはもちろんメリットデメリットがある。いじめ問題の面から考えれば、担任がそれだけの児童生徒の日々の複雑な人間関係に注意し、異変を感じたときには適切な指導につなげるのは相当な指導力とエネルギーが必要といえる。

クラスに在籍する児童生徒には、それぞれに違った家庭環境や生育歴、個々の能力の違いがあり、それぞれが毎日勉強したり遊んだりする中で学級という集団が形成される。日々の関わりの中で、できる・できない、上手い・下手、性格が合う・合わないといった様々な互いの関係性が明らかになり人間関係が築かれていく。中には、力関係からのトラブル、仲間の取り合い、言葉の受け止め方の違いからの誤解等がきっかけでいじめに発展することも少なくない。

学級担任は、学級を落ち着かせ、互いがよりよく理解し成長し合う集団づくりをめざして、学級経営を進めることになるが、ともすると、担任がいじめに荷担していることも見られる。学級という集団の中での担任の果たす役割について事例をもとに述べることにする。

一つめは、学級の児童生徒に求める均質性である。以前、教室でよく見かけたスローガンに「みんなは一人のために 一人はみんなのために」というものがあつた。めざす姿は崇高で理解できるものであるが、

何かができない。つまり、常にみんなから「一人」の側として見られ、しんどい思いをする児童生徒がいる。均質性になじめない子である。また、「全員が給食を食べ終わったら昼休みにしましょう。」というルールを担任が発することもある。しかしクラスの中には当たり前前のことが当たり前前できない児童生徒もおり、こうした取り組みの影響で、みんなから冷たい視線を浴びている場合がある。

担任は、集団行動や集団生活を身につけさせたいという思いが強く、こうした教師の言動がいじめへの荷担になっていることに気づきにくい現状がある。

2つめは、教師の一言が児童生徒のいじめのきっかけになる例である。「〇〇さんはいつも遅いわね。」と担任がみんなの前で話すことで、周りの子どもたちは「先生も言っているのだから。」と受け止め、集団で指導するような責めるような見方、言い方、関わり方がその子にされるようになり、いじめにつながった場合がある。

担任の何気ない一言や視線、表情が、知らないうちにいじめのきっかけになったりいじめに荷担していることになったりすることを十分自覚し、学級経営に臨みたいものである。

⑤課題に即した新しい教育制度・施策を活用する

図3のグラフにおいて、「スクールカウンセラー等の相談員に相談」という項目があり、小学校1.5% 中学校4.4% 高等学校5.9%の比率が示されている。

これまでから述べてきたように、いじめには見つけにくい要因がいくつもあり、その中には被害児童生徒が相談したくてもできな

いという思いもある。担任の先生に言えばややこしくなる。親には伝えてほしくない。という気持ちが、言葉にだすことを躊躇させていると思われる。こうしたことへの対応として様々な相談窓口を用意し、苦しい思いを誰かが受け止めて児童生徒が自分で歩き出せるように支援する仕組みが用意されている。

その一つにスクールカウンセラーの存在がある。教員のように成績に関係することはなく学校とは少し離れた存在であって、学校現場において児童や生徒、その保護者に対して、臨床心理に関する専門知識を生かしながらサポートしていく専門家との連携や活用は、今後学校として積極的に推進していくことが重要である。

このことは、いじめ防止対策推進法18条（いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）の中では、「心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめ防止を含む教育相談に応じるものの確保…等必要な措置を講ずるものとする」と示されており、法のもとで積極的な活用を求めている。

具体的には、文部科学省の『スクールカウンセラー等活用事業』をはじめ、各自治体や教育委員会の施策として、小中高と学校の多くにスクールカウンセラーが配置もしくは定期的に派遣されているところである。しかしながら現状では、常時配置はまだまだ少なく、限られた時間での活用のところが多い。前述の小中高の相談比率の違いも、そうした物理的な時間の違いも要因として考えられる。

また、スクールソーシャルワーカー（SSW）と連携した対応についても効果が期待されている。スクールソーシャルワーカーは、

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題において、子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて直面する子どもを支援する社会福祉の専門家である。

文部科学省では、『スクールソーシャルワーカー活用事業』を実施し、各自治体、教育委員会の指導のもと、それぞれの学校の状況に合わせた活用が図られている。

いじめをはじめ虐待や不登校、貧困等様々な教育にかかわる問題への対応には、学校・家庭だけでなく専門的な機関との連携がこれまで以上に重要である。

2つの例にもあるように、課題に即した新しい制度や施策がどのようにして解決・改善をめざしているのかを十分理解し、適切に効果的に活用できる力をつけるとともに、より一層の改善に向けて提案のできる力もつけたいものである。

⑥関係機関と連携し、背景にある問題に対応する

いじめ問題の背景には様々な要因が考えられる。単にいじめそのものの予防や早期解決にだけ取り組むのではなく、その原因となるものは何か、加害や被害の児童生徒の背景にあるものは何かを考え、根本となるところの対応を図っていく必要がある。

しかしこうした背景となれば、家庭や保護者、社会の問題といえるものが多く、担任や学校が単独で対応できるものではない。様々な関係機関と連携していくことが求められる。そのためには、関係する法律や制度について理解し、必要な対応適切な対応を組織的に進めていかなければならない。

ここでは、現代のいくつもの家庭や家族

が抱える大きな問題の 1 つである虐待とDVを例に挙げ、関係機関等との連携を含め対応のあり方について整理したい。

滋賀県いじめ対策研究チーム会議の最終報告書には、いじめの加害者がかつては児童虐待の被害者であった事例があり、虐待の影響はいじめと深く関わると書かれている。また、虐待の被害者は感情が激しく感情抑制が乏しい、激高しやすくなかなか納まらないといった感情の不安定さが暴力行為となって現れるとも書かれている。逆に、被害者になった場合は、助けを求めるといった合理的な方法を学ばずに孤立しやすいといわれ、「うつ」になりやすいなど深刻化する危険性も高いと書かれている。

そしてその数は、通告数の報告を見ても年々増加し、あきらかになっていない事例も予想されることから、各クラスに虐待被害児がいると考えることが必要かもしれない。実際、少年院に入る子どもの7割程度は被虐待児と話す人もいる。

こうした実態や現状から、いじめ問題と虐待の問題は、学校においては切り離して考えることはできないところがあり、対応にあたっては、法律や制度に基づき関係機関と連携して組織的に適切に行うことが求められる。

法律でいえば児童虐待防止法があり第5条において

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

と、早期発見についての努力義務を示している。また、第6条において

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県を設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県を設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

と、通告の義務を示している。特にと思われるとされ、疑わしきは躊躇せず通告することを求めている。

全ての教職員は、この法律の趣旨をしっかりと理解しておくことがまず求められる。そして、行動に移せるよう手順やマニュアルを定め、シミュレーションをしておくことが大切である。具体的には、疑問をもてば、できる限り情報を集め、対応を校内で組織的に協議し通告することになる。先程も述べたが、クラスに一人はいるのが普通と認識していることが重要である。

よくあることとして、「もう少し様子を見てみよう。」として放置し、タイミングを逃したり重大化したりする例がある。迅速に通告することで、関係機関との組織的対応が図られるようになる。つまりスタートが切られることになるのである。決してややこしい事件に巻き込まれるといった不安をもつようなものではない。管理職や指導的立場の者は、そうしたことも含めて日頃から教職員を指導し、苦しんでいる児童生徒の救済の一步を踏み出してほしい。

筆者の学校においても毎年数件の通告がある。一時保護の事案もある。それぞれの事案によって様々であるが、家庭児童相談所や警察、教育委員会との連携が見える形

で行われることで、情報が密に交わされるようになり学校の指導も変わっていく。また児童の心のケアに取り組んでもらえ多忙化を極める担任や学校を支え安心感・安定感をつくり出してもらえる。

もう一つの背景として挙げたDVも児童に大きな影響を与え、いじめとの関係も深いものである。

滋賀県いじめ対策研究チーム会議の中では、暴力から逃れてきた母親からの聞きとりとして、

- ・幼い頃に暴力の有効性を学んだ子には社会の理屈が入らないこと
- ・学校に入学してから「暴力はよくない」と教わってももう遅く直らないこと
- ・DVには無力感と怒りを内在させる要素があること

が書かれている。

やはり、いじめの加害者にも被害者のものなりやすい要因をもっている存在である。実際こうした要因をもつ児童生徒への教育に多大なエネルギーを使いながらも、困難な状況が続く学校が数多く見られる。学校だけではなく様々な関係機関との連携が必要なることは言うまでもない。

また、法律では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(いわゆるDV防止法)があり、その中には、「子への接近禁止命令」として

当該子の住居就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

がある。

実際被害者が加害者から逃れ、親子で転

居し子どもも学校を転校してくるという事例がある。心配されることとして、児童名や在籍の確認の電話、授業参観や行事の応援といったことでの来校など、加害者が学校に接近してくる機会はいくつも考えられる。探偵を使って調査されるといった事例まであった。

こうした場合は、法律の趣旨を十分に理解し、教育委員会、警察と学校が連携を密にして、あくまでも子どもの安心と安全を守るといった観点から慎重に対応しなければならない。

虐待もDVも児童によって背景が違い現れる問題行動も違う。それぞれのケースに、先程も述べたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、また家庭児童相談所や警察といった専門性をもつ人材や機関と連携を図り学校のできることを明確にして対応していくことが大切である。

とはいえ、一気に解決が図られる事案もあれば、継続的に報告を行い定期的に会議をもって指導にあたっている事案もある。いずれにせよ、教職員が法や制度に守られていることを自覚し、自信をもって対応することが、加害者の説得につながり、被害者の安心につながるものと信じ取り組んでいきたいものである。

4 社会全体でいじめから子どもを守るしくみをつくる

「いじめ防止対策推進法」では、いじめの定義において「インターネットを通じて行われるものも含む」とされており、そのような場合には学校だけで対応することが非常に難しい状況となっている。

今、スマホ・携帯電話によるいじめや犯罪被害に遭う児童生徒が急増しており、大人が見えない部分でのいじめは深刻である。『平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(速報値)』のいじめの態様では、パソコンや携帯電話等で、「ひぼう、中傷や嫌なことをされる」という経験をした児童生徒の比率は、小学校で1.1%、中学校で7.8%、高校では17.4%となっている。誰もがスマホや携帯電話を子どもの頃から使用する時代の大きな問題となっている。

こうした問題では、学校ができること、適切に外部につながった方がよいことを分けていくことが必要である。併せて、適切な制度の確立や機能の開発を訴え、社会全体で子どもたちをいじめから守るしくみをつくっていかなければならない。

「いじめ防止対策推進法」第19条(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)では、

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

と示されており、啓発活動の実施や体制の

整備を学校や国等に求めている。

筆者の学校でもこうした啓発活動を、関係企業と連携して専門家を招聘して行っている。対象者も児童だけでなくPTAと連携して保護者にも実施している。また、フィルタリング等の取り組みについても企業から情報や方策を得て啓発するとともに警察からの最新の情報に基づいた指導もお願いしているところである。

しかし、一旦SNSにおけるいじめが確認されてしまうと、ネット社会の複雑さと特性のため解決には非常な労力を必要とし、それでも十分とはいえないままの場合も見られるのが現状である。こうした問題への解決のためにはこれからの施策の在り方が問われているといえる。

子どもたちを取り巻く社会的な問題に対して、子どもたちを間近で見つめている学校や教職員は、それらをどのようにして解決しようとしているかに目を向けるだけでなく、それらをどのようにして改善しよりよい方向に推進していくかを考え、時には提案し働きかける立場であることを自覚しいじめ問題に向き合いたいものである。

おわりに

ここまで、いじめ問題を軸にして、現状の教育制度やこの問題に関連した法律等をもとに、学校や教職員がどのように対応していくかについて考察を進めてきた。

事例としてあげさせていただいた内容は、私も事務局として参加させていただいた「滋賀県いじめ対策研究チーム会議」の最終報告にまとめられた内容を参考にさせていただいた。いじめの被害者、加害者はもちろん、現代の児童生徒の日々の生活の背景を理

解すること、行政や学校がこの問題にどのように取り組もうとしているかを理解することを、これから教員をめざす人たちに学んでいただきたいと考えた。

筆者の学校では、いじめだけではなく、様々な問題行動を起こす児童について放課後にケース会議を開いている。管理職はもちろん、担任、学年主任、教務主任、教育相談担当、特別支援コーディネーター、生徒指導担当らが集まり情報を持ち寄り対応を考える場である。多いときには週に数回、1日2ケースの場合もある。その多くの時間が児童理解のためにつかわれる。学校での行動だけでなくこれまでの生育歴や家庭環境等も話され、保護者の思いも共有する。そして、短期の目標や長期の目標を定め組織的な対応を明日から始めることになる。実際行う具体的な内容は、今回項目をあげ述べてきた事の組み合わせであることが多い。

こうした取り組みの根本は、児童生徒の目線に立つこと、子どもの最善の利益を第一に考えることであり、今の教育制度もこれから新たに作られるかもしれない制度においても、そのことを正面に据えたものとして捉え、そのもとで適正に誠実に教育に取り組んでいかなければならないと考える。

長浜市立長浜北小学校・校長

参考文献

- 1 坂野慎二 福本みちよ 玉川大学教職専門シリーズ「学校教育制度概論」玉川大学出版部(2012年)
- 2 内山絵美子 山田知代 坂田仰 保育者・小学校教員のための教育制度論 教育開発研究所(2017年)

3 滋賀県いじめ対策研究チーム会議 最終報告書 ～いじめ問題の本質と対策について (2013年)